

ハカセ

玉手ねこ

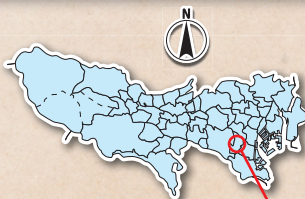
# 法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第47号 (平成30年8月)

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちを含めて、展示室だよりを発信しています。

## 猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第16回目は、目黒駅の西側一帯を歩きます。

### ① 行人坂と大円寺

この急な坂道が行人坂だね。江戸時代の行人坂火事で有名だよ。

明和9年(1772)に起こった火事じゃな。振袖火事、車町火事と並ぶ、江戸三大大火の一つじゃよ。この坂の途中にある大円寺で火が出て、浅草や千住あたりまで燃え広がったそうじゃ。『明和九年江戸目黒行人坂大火之図』という史料があって、詳しい被害状況を見ることができるぞ。出火の原因は僧の放火で、この僧は捕らえられて火刑にされたのじゃ。

明和9年の火事か。めいわくねん、迷惑ねん、迷惑年…

勘のいいねこじゃな。当てもそのように言う人がいて、元号を明和から安永に改めた(明和9年が安永元年)とも考えられておるぞ。

大円寺の門を入ると、五百羅漢の石像があるね。

これは、行人坂火事の犠牲者を供養するために作られたと言われている石像群じゃよ。



### ② 太鼓橋

行人坂を下ったところに橋があるね。太鼓橋と言うんだね。

明和6年(1769)に造られた時は石作りの橋で、まさしく太鼓のような形をしていたそうじゃ。安政3年(1856)から安政5年にかけて制作された歌川広重の『名所江戸百景』にも、「目黒太鼓橋夕日の岡」というタイトルで、このあたりの景色が描かれておるのじゃよ。

夕日の岡というのは、行人坂のあるこの高台のことを言うのかな。

そのようじゃよ。江戸時代末期に作られた『江戸名所図会』を見ると、昔は紅葉に夕日が映えて綺麗だったが、今は紅葉は少なくても名前だけが残るなどと書かれておるぞ。

### ④ 目黒競馬場の跡

あれ、こんなところに馬の像があるね。

この馬はトウルヌソルという昭和初期を代表する種牡馬じゃよ。ここにはかつて目黒競馬場という、大きな競馬場があったのじゃ。

競馬場？今は全く面影がないね。

そんなことはないぞ。地図で見るとよくわかるが、今もかつての競馬場のかたちで道がカーブしているところがあるんじゃよ。目黒競馬場は明治40年(1907)に作られ、昭和7年(1932)には記念すべき第1回東京優駿(日本ダービー)もここで開かれたのじゃ。その頃は、競馬人気も高まる一方だったようじゃが、周辺の宅地化で競馬場の拡張が困難じゃったようで、昭和8年に廃止されて府中に移って行くのじゃよ。



### ③ 茶屋坂

ここは落語の「目黒のさんま」で有名な茶屋坂だね。一度来てみたかったんだ。

ねこらしいことを言うのう。江戸幕府の3代将軍徳川家光が目黒に鷹狩に来た際、このあたりにあった茶屋に立ち寄っていたことが、「目黒のさんま」の元になつたと言われているんじゃよ。家光はその茶屋の主人を気に入って、「爺」と呼んでいたそうじゃ。さっき話題になった『名所江戸百景』にも、「目黒爺々が茶屋」として描かれておるぞ。

その爺がさんまを出したのかな。

さんまを出したかどうかはわからんが、家光以降、8代吉宗など将軍や大名も頻りにこの茶屋に立ち寄り、その際に団子や田楽を出した記録は残っているそうじゃよ。



# 『日本刑律論評全』から見る国際社会上の旧刑法

今回は、法務図書館が所蔵する『日本刑律論評全』を通し、明治初年期の法典編纂事業を介した外国との関係を紹介します。

Q 「日本刑律論評全」って？

A 日本で明治15年(1882)に施行された刑法典(以下、旧刑法と呼称します)に対する批評の翻訳です。オリジナルのテキストは、ハメルというオランダの法学者によって書かれました。冒頭の「例言」によれば、「国際法及び各国法律評論」に掲載された論考を「日本刑律論評全」と題し、明治19年に曲木如長と森順正が翻訳したと説明されています。

Q ハメルはどうして旧刑法の批評を書いたの？

A ハメルは、アムステルダム大学で刑法の教授として勤めていましたが、刑法学にとどまらず、刑事政策や犯罪学、法制史、憲法、国際法、比較法に関する著作も執筆し、幅広い問題関心をもって研究に臨んでいました。そのような視野のもと、「欧州諸国」の刑法典が日本へいかに伝わったのかを考察するために、筆を執ったといえましょう。彼は、日本が旧刑法を定めたことにより、「日本ヲ親子兄弟概子一処ニ在リテ生長セシ一家族ニ喩ヘハ之ヲ幼時ハ外ニ在リテ養育セラレ年齢稍々長スルニ及ンテ家族ト同居スル一幼童ト看做ス」と述べています。すなわち、「欧州諸国」がその歴史や文化を共有しながら歩んできたことから、「欧州諸国ノ刑法、治罪法カ甚々相類似」しているが、そのようななかで「亜細亜中ノ一國」である日本が「欧州諸国ノ刑法」を参照して旧刑法を制定したことに関心を抱いたのです。

Q ハメルは旧刑法をどのように評価したの？

A ハメルは、フランス法のみならず、ドイツ法、イギリス法などとの比較を行いながら、旧刑法を考察しています。そして、日本が「本体ヲ損喪スルコトヲ欲セズ其國ノ旧慣、其國特別ノ需要、其國ノ性質及ヒ其國固有ノ意向ヲ保持シテ失」わずに、旧刑法を編纂したと評価しています。「欧州諸国ノ刑法」から「模倣セント欲スル所ノ諸点ニ就テハ各國ノ法律中ヨリ採取」し、一方で「模倣スルコトヲ欲セザル諸事」については、「欧州カ之ニ与フル所ノ富(法律ヲ指ス)ニ混加スルニ其固有ノ富ヲ以テセン」としたと述べており、「欧州諸国ノ刑法」をベースとして日本が自国に適合するアレンジを加えたと解していました。

Q なぜ日本人たちはハメルの批評を日本語に訳したの？

A 広く知られているように、明治政府は不平等条約を改正するため、西洋諸国と肩を並べることが目指し、その手段として、西洋諸国を参照しながら法制度の整備を進めていきました。ハメルも「抑々日本外交政略ノ最終ノ目的」とは「全ク外国ノ干渉ヲ脱シ、文明諸國ト平等ニ進歩スルノ権利ヲ獲」ることとしたうえで、「欧州人ト交際スルヲ欲スルニ至リ欧州ノ法律制度ヲ研究シ之ヲ自國ニ採用セント欲」したと説明しています。明治期におけるわが国の法典編纂は、法制度の西洋化を象徴する事業として位置づけられますが、その最初の成果が旧刑法です。日本人としては、自分たちが作り上げた最初の西洋的な法典を、西洋諸国がどのように見るかは重要な関心事であったといえるでしょう。だからこそ、ハメルの記事をいわば「逆輸入」したのではないのでしょうか。実際のところ、「日本刑律論評全」の他にも、旧刑法に対するハメルの批評は邦訳されており、日本人たちの関心の高さを窺えます。

## 法諺あれこれ

### くさづとに国傾く

くさづとは「苞苴」と書き、元々は包んだ食べ物や土産物でしたが、やがて賄賂を意味するようになりまし。江戸の昔は「分限」を重んじ、それ相応の音信贈答は社会慣習として受け入れられていましたが、分を越えて華美にわたれば咎めを受けますし、賄賂に及んでは厳罰を免れません。汚職の噂の絶えなかった勘定奉行荻原重秀を追ったことでも知られる新井白石は、武家諸法度宝永令を起草し、「邪路を開きて正道を害す」と、賄賂が国を傾ける元凶であると喝破しています。

目を中国に転じますと、「一代官となれば三代窮せず」、「廉吏も久々ならば更に富む」といい、官吏が何よりも利を得ると見られていました。清廉な役人であっても長く役にあれば富むというのですから、貪婪なものが官職を得れば、それこそ何代も困らぬ程の蓄財をなしたことでしょう。彼の大清帝国を傾けたのも苞苴です。

江戸が終わって今年で150年。遺憾ながら、国を傾けんとするものは跡を絶ちません。

## 暦のなかの法

昭和23年(1948)7月17日  
人権擁護委員制度の誕生

平成30年(2018)は、人権擁護委員制度の誕生から数えて70周年にあたります。

同制度は、昭和23年7月17日に公布・施行された人権擁護委員令によって誕生しました。これは、同じ年に組織された法務庁(のちの法務省につながる機関)に、人権擁護を担当する人権擁護局が設置されたことに伴うもので、同局の地方での活動を補助する役割が期待されていました。なお、同制度は、諸外国の制度を参照したものではなく、わが国独自のものであるとも指摘されています。

同法令において人権擁護委員は、「人権侵犯事件の調査及び情報の収集」、「人権擁護に関する啓もう及び宣伝」、「民間における人権擁護運動の助長」などに関する事項を取り扱うものとされました。これらの事項はいずれも、現在の人権擁護委員の活動に通じるものとなっています。

当初は東京都に11人、大阪府・北海道に5人、その他府県に3人と、わずかな定数で発足し、その職務も暗中摸索であった人権擁護委員制度ですが、その後の法改正や人権相談など地道な活動を通じて、現在ではわが国に定着し、約14,000人の委員を擁するまでに成長しています。